

	<p>ですが、下限行使価額により行使された場合においても、本新株予約権に係る潜在株式数は 681,500 株です。</p>
(5) 調達資金の額	1,683,550,510 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	<p>当初行使価額は、第 12 回新株予約権が 2,239 円、第 13 回新株予約権が 2,463 円、第 14 回新株予約権が 2,687 円です。</p> <p>第 12 回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から 6 か月後以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決議することができ（以下「行使価額修正選択権」といいます。）、かかる決議がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る本新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、通知が行われた日の 10 取引日目の日又は別途当該決議で定めた 10 取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から 4 か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなり、修正がなされた日以降、本新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>また、上記の計算による修正後の行使価額が、第 12 回新株予約権、第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権の全回号において 1,119.50 円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2021 年 3 月 19 日）における当社普通株式の終値の 50%）（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）をそれぞれ下回ることとなる場合（以下、これらの金額を個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」に</p>

	<p>あたらないものとします。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第12回新株予約権 Hayate Japan Unit Trust (以下「Hayate」といいます。) 1,893 個</p> <p>第13回新株予約権 菅原雅史氏 757 個 Hayate 2,272 個</p> <p>第14回新株予約権 Hayate 1,893 個</p>
<p>(8) 新株予約権の行使期間</p>	<p>第12回新株予約権 2021年4月8日から2022年10月7日までとする。</p> <p>第13回新株予約権 2021年4月8日から2026年4月7日までとする。</p> <p>第14回新株予約権 2021年4月8日から2026年4月7日までとする。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書 (以下「本届出書」といいます。) の効力が発生することを条件とします。</p> <p>2) 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約 (以下「本買取契約」といいます。) を締結する予定です。本買取契約において、本買取契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②本新株予約権の全部の行使が完了した日、③当社が Hayate の保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日までの間、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券 (権利) 若しくは当社に取得させることができる証券 (権利)、当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券 (権利) 若しくは当社に取得させることができる証券 (権利)、当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を発行若しくは処分する場合その他発行会社の株券等の発行若しくは処分を行う場合又は資本性ローンの借入を行う場合には、発行会社は、当該第三者に対して当該発行若しくは処分 (当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション又は譲渡制限付株式を発行する場合を除きます。) 又は借入を行うことを当該第三者との間で</p>

	<p>合意する前に、Hayate あるいはその指定する法人等（以下「先買権利者」という。）に対して、当該発行若しくは処分又は借入と同条件にてその予定する価額の全部又は一部について、引受け若しくは購入又は貸付をする意図があるかどうかを確認することとし、先買権利者が引受け若しくは購入又は貸付を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、先買権利者に対して同条件にてかかる証券（権利）を発行若しくは処分し又は先買権利者から借入をする旨が定められる予定です。また、本買取契約には、Hayate は、行使期間満了前1か月の時点で未行使の本新株予約権が残存している場合又は東京証券取引所における当社普通株式の取引が10連続取引日以上にわたって停止された場合は、それぞれの時点以降いつでも、あるいは東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、第12回新株予約権については下限行使価額を連続して180取引日下回った場合、当該180取引日から30取引日以内に、第13回新株予約権及び第14回新株予約権については下限行使価額を連続して500取引日下回った場合、当該500取引日から30取引日以内に、Hayate の裁量で当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。なお、本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定であり、当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとします。</p>
--	---

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(8,330,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。